

おトクで
安心!

工事の保険制度のご案内

(事業活動総合保険、請負業者賠償責任保険、施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険)



会員のためのおトクな内容

ビジネスマスター・プラス
(工事業プラン)
団体割引 40%

ビジネスマスター・プラス
(傷害プラン)
多数割引 10%

賠償責任保険
団体割引 20%

※適用の内容につきましては3ページをご覧ください。

賠償責任保険と
ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)を
同時加入いただくとセットの割引として

賠償責任保険料を10%割引

保険期間(1年間)

2018年
10月1日 午後4時 ~ 2019年
10月1日 午後4時

■ご加入方法 / 加入申込書に必要事項をご記入のうえ、保険料を添えて各組合事務局へお申し込みください。

■申込締切日 / 2018年9月25日(火) ※中途加入も受け付けております。毎月25日までにお申し込みください。
(翌月1日午前0時から補償開始 末日は2019年10月1日午後4時です。)

■本保険制度は、加入申し込みをいただいた会員の皆さまを記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入申込書の記名被保険者欄に記載される方)、神奈川県建設共済会を契約者とする保険契約を損害保険ジャパン日本興亜(株)と締結するものです。
※ご加入者は、神奈川県建設共済会の会員の皆さまにかぎりませうのでご注意ください。
※「工事の保険制度」とは、損保ジャパン日本興亜の事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」、賠償責任保険のことです。

神奈川県
建設共済会

〒210-0012
川崎市川崎区宮前町8-13
大幸ビル201
TEL.044-200-8211
FAX.044-233-4022

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
横浜中央支店 川崎支社

〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館10階
TEL.044-540-1223
FAX.044-540-1224
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

《お問い合わせは下記取扱代理店まで》

株式会社シロックス

〒211-0012
川崎市中原区中丸子538
シロックス1ビル2階
TEL.044-411-4693 FAX.044-433-1925

組合員の皆さまのための充実補償!保険料もおトクです

※詳しい内容につきましては6ページ 契約概要のご説明をご覧ください。

ご加入いただける保険 補償内容にあわせてご加入いただける保険をお選びください。

	業務中の賠償責任	工事の目的物(物損害)	業務中の身体障害
プラン1	○	○	○
プラン2	○	○	-
プラン3	○	-	○
プラン4	○	-	-
プラン5	-	-	○

ビジネス マスター・プラス 工事業 プラン 日本国内の「工事の目的物の損害」と「賠償責任」をセットで補償!

工事の目的物の損害の補償 (下記①をご覧ください。)

- 工事の目的物の損害を補償します。
建築中の建物や設置中の機械設備・装置など(支給資材・仮設材・現場仮設事務所やその収容什器・備品を含みます。の)損害を補償します。
- 個々の工事をご通知いただくことなく、
すべての工事が自動的に補償されますので、契約漏れを防げます。

賠償責任の補償 (下記②をご覧ください。)

- 4つの賠償責任保険をセットにし工事中、工事完了後、
施設の所有・使用・管理、受託物の賠償責任を包括補償!

請負賠償(工事中のリスク)	生産物賠償(工事完了後のリスク)
施設賠償(施設の所有・使用・管理のリスク)	受託物賠償(受託物のリスク)

工事のやりなおし費用を補償!(1回の事故につき1,000万円限度)

- 工事完了後に作業の結果に物理的な損害が発生したことが原因で、
人がケガをしたり、工事の目的物以外の物を壊した場合、工事の目的物
自体(損壊した部分にかぎります。の)再施工費用などを補償します。

賠償責任 保険 日本国内の「賠償責任」を補償!
(工事の目的物の損害補償はありません。)

- リスクごと、業務ごとの保険手配は必要ありません。
(海外リスクや国家資格が存在し有資格者のみが行うことのできる
業務などは除きます。)
- ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)とのセット加入で、
賠償責任保険の保険料が10%割引となります。

賠償責任の補償 (下記②をご覧ください。)

- 4つの賠償責任保険をセットにし工事中、
工事完了後、施設の所有・使用・管理、受託物の
賠償責任を包括補償!

請負賠償(工事中のリスク)	生産物賠償(工事完了後のリスク)
施設賠償(施設の所有・使用・管理のリスク)	受託物賠償(受託物のリスク)

工事のやりなおし費用を補償!(保険期間を通じて1,000万円限度)

- 工事完了後に作業の結果に物理的な損害が発生したことが原因で、
人がケガをしたり、工事の目的物以外の物を壊した場合、工事の目的物
自体(損壊した部分にかぎります。の)再施工費用などを補償します。

ご加入いただける保険
ビジネスマスター・プラス(工事業プラン + 傷害プラン)
ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)
賠償責任保険 + ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)
賠償責任保険
ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)



ビジネス マスター・プラス 傷害 プラン 貴社が従業員に対して実施する法定外補償(業務中の
事故によりケガをした場合の補償)をバックアップ!

業務中災害などの補償 (下記③をご覧ください。)

「休業補償保険金」をご用意 業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になり、政
府労災保険の認定がおりた場合に、その就業不能期間に対して、お支払いします。
しています!(オプション)

- すべての役員・従業員・下請負人の業務中のケガを補償します。
優秀な人材の確保のため、充実した福利厚生制度の構築をお手伝いします!
- 保険期間中に人数の変動や入れ替りがあった場合でも自動的に補償します。
保険料は年間売上高のみから算出するので手続きがカンタン!
- 役員または個人事業主ご本人は業務中・業務外を問わず24時間補償です。
【ご注意】賃金の支払いを受けている「家族従事者」*は就業中のみの補償になります。
- スピーディな保険金のお支払い
使用者賠償責任補償、休業補償以外は、政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いします。
- 災害補償規程を制定されている会員の皆さまのみがご加入いただけます。
(ご加入と同時に新たに制定いただく場合も対象となります。)
- 経営事項審査の加点評価基準を充足しています!(2017年6月現在)
- 保険料は全額損金算入できます。

*「家族従事者」とは:個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係があり、賃金の支払いを受ける方をいいます。



たとえばこんな事故のとき保険金をお支払いします

①工事の目的物の損害の補償 ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)



被保険者 (補償を受けられる方)	貴社、貴社の下請負人、工事の目的物または工事用材料の所有者
補償の対象と なる物	対象工事の目的物、左記に付随する足場工・型枠工・土留工な どの仮工事の目的物、工事用の電気配線・照明設備などの仮設 物、工事用材料、工事用仮設材、仮設現場事務所・仮設倉庫な どの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品
補償の対象と ならない物	工事用の発電機、バッテリ・プラント、受・変電設備などの据 付型機械設備、建設機械・測量機器などの工事用機械器具お よびそれらの部品(金槌、鋸、金型などを含みます。)、建設用 工作車、航空機、船舶、自動車など、設計図書、証書、通貨など

②賠償責任の補償 ビジネスマスター・プラス



被保険者 (補償を受けられる方)	貴社、貴社の業務に関するかぎりにおいて貴社 その役員・使用人。なお、受託物賠償は貴社の下 対象外となります。
---------------------	--

(工事業プラン) / 賠償責任保険



の役員・従業員、貴社の下請負人と 請負人とその役員・使用人は補償の

③業務中災害(ケガ)などの補償 ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)



業務中の事故の補償対象者	役員・事業主ご本人、従業員(家族従事者を含みます。) 下請負人およびその構成員
--------------	--

【使用者賠償補償つきの場合】



業務外の事故の補償対象者	役員・個人事業主ご本人
--------------	-------------

補償プランのご案内

保険金額と売上高1,000万円あたりの年間保険料

保険料は直近会計年度の年間売上高(消費税込み)をご申告いただき決定します。
(申込時に年間売上高を証明する資料をご提出いただけます。)

ビジネス マスター・プラス 工事業プラン(物損害+賠償責任)

業種区分	工事の目的物の 補償の保険金額 (1事故あたりの支払限度額)	賠償責任の補償の 保険金額 (自己負担額:なし)	工事中リスク・工事完了後リスク・施設の所有・使用・管理リスク 身体賠償・財物賠償共通(支払限度額は6ページをご覧ください。)				受託物リスク 1事故あたりの 支払限度額
	1億円(注1) (自己負担額:なし)		5,000万円	1億円	1億5,000万円	2億円	
MK	売上高1,000万円あたり保険料		21,120円	22,820円	24,400円	25,210円	加算なし

(注1)2億円プランもご用意しました。取扱代理店までお問い合わせください。

年間保険料の計算方法={賠償責任の保険金額別保険料×売上高(消費税込み)}

【年間保険料 計算例】※年間売上高は100万円未満を切捨て、100万円単位とします。また、保険料は円単位を四捨五入し、10円単位とします。
○事業種類:建築一式工事業 年間売上高:5,500万円(消費税込み)、賠償責任の保険金額:5,000万円コース ご加入の場合
→ 加入保険種類 = ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)(業種区分:MK) 年間保険料 = 21,120円 × 5.5 = 116,160円

賠償責任保険(賠償責任のみ)

業種区分		賠償責任の補償の 保険金額 (自己負担額:なし)	工事中リスク・工事完了後リスク・施設の所有・使用・管理リスク 身体賠償・財物賠償共通(支払限度額は10ページをご覧ください。)				受託物リスク 保険期間中の 支払限度額
			5,000万円	1億円	1億5,000万円	2億円	
賠1	ビジネスマスター・プラス (傷害プラン)加入なし	売上高1,000万円 あたり保険料	15,900円	17,120円	18,060円	19,050円	加算額 880円 (一律)
賠2			26,860円	29,600円	31,500円	33,490円	
賠3			45,810円	49,110円	51,810円	54,330円	

断然
おトク!

(上記保険料より)セット割引10%適用!

ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)と賠償責任保険をセットでご加入いただく場合の賠償責任保険料表

業種区分		賠償責任の補償の 保険金額 (自己負担額:なし)	工事中リスク・工事完了後リスク・施設の所有・使用・管理リスク 身体賠償・財物賠償共通(支払限度額は10ページをご覧ください。)				受託物リスク 保険期間中の 支払限度額
			5,000万円	1億円	1億5,000万円	2億円	
賠1	ビジネスマスター・プラス (傷害プラン)加入あり	売上高1,000万円 あたり保険料	14,300円	15,400円	16,260円	17,150円	加算額 790円 (一律)
賠2			24,180円	26,640円	28,340円	30,130円	
賠3			41,220円	44,210円	46,630円	48,890円	

年間保険料の計算方法 =
{賠償責任の保険金額別保険料×売上高(消費税込み)}+受託物リスク加算額(880円または790円)

【年間保険料 計算例】※年間売上高は100万円未満を切捨て、100万円単位とします。また、保険料は円単位を四捨五入し、10円単位とします。
○事業種類:大工工事業 年間売上高:3,500万円(消費税込み)、賠償責任の保険金額:5,000万円コース ご加入の場合
→ 加入保険種類 = 賠償責任保険(業種区分:賠1) 年間保険料 = { 15,900円 × 3.5 } + 880円 = 56,530円

〈ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)と賠償責任保険をセットでご加入いただく場合〉

○事業種類:鉄筋工事業 年間売上高:3,500万円(消費税込み)、賠償責任の保険金額:5,000万円コース ご加入の場合
→ 加入保険種類 = 賠償責任保険(業種区分:賠1) 年間保険料 = { 14,300円 × 3.5 } + 790円 = 50,840円

(ご注意)ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)は、ご加入件数が500件以上の場合の団体割引40%、賠償責任保険は、ご加入件数が200件以上の場合の団体割引20%を適用しています。この基準を満たさない場合には、保険料の割引率が変動し、保険料が引上げとなりますので、ご了承ください。

仕事中のケガでお仕事が出来なくなったら・・・
「休業補償保険」がお役に立ちます!
1日あたり3,000円(免責期間3日、保険金支払限度日数362日)

保険金額と売上高1,000万円あたりの年間保険料

保険料は直近会計年度の年間売上高(消費税込み)をご申告いただき決定します。
(申込時に年間売上高を証明する資料をご提出いただけます。)

ビジネス マスター・プラス 傷害プラン (ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)や賠償責任保険とセット、または単独でご契約できます。)

業種区分	保険種類	プラン	補償内容	保険金額(注2) 死亡・後遺障害、入院・通院 補償保険金は1名あたり	保険料	
					休業補償保険金	
					なし	あり
MJ	ビジネスマスター・ プラス(傷害プラン)	A	死亡・後遺障害補償保険金	1,000万円	16,860円	21,890円
			入院補償保険金(日額)	10,000円		
			通院補償保険金(日額)	5,000円		
		B	死亡・後遺障害補償保険金	500万円	8,920円	13,950円
			入院補償保険金(日額)	5,000円		
			通院補償保険金(日額)	3,000円		
		C	死亡・後遺障害補償保険金	1,000万円	26,150円	31,100円
			入院補償保険金(日額)	10,000円		
			通院補償保険金(日額)	5,000円		
		D	使用者賠償責任	1億円	19,180円	24,070円
			死亡・後遺障害補償保険金	500万円		
			入院補償保険金(日額)	5,000円		
			通院補償保険金(日額)	3,000円		

(注2)死亡・後遺障害補償保険金2,000万円プランもご用意しました。取扱代理店までお問い合わせください。

※使用者賠償責任保険の支払限度額は、1回の事故について保険金額が限度となります。

●休業補償保険金の支払は、政府労災の認定がおりたことが確認できることが要件となります。保険金計算例は下記のとおりです。

(例)腕の骨折で21日間休業し、労災認定となった・・・3,000円×(21日-3日)=54,000円

●すべてのプランで手術補償保険金がお支払いの対象となります。入院中に受けられた手術の場合、入院保険金(日額)を10倍にした額、外来で受けられた手術の場合入院保険金(日額)を5倍にした額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。

年間保険料の計算方法={ご希望プランの保険料×売上高(消費税込み)}

【年間保険料 計算例】※年間売上高は100万円未満を切捨て、100万円単位とします。また、保険料は円単位を四捨五入し、10円単位とします。
○事業種類:建築一式工事業 年間売上高:5,500万円(消費税込み)、Cプラン(休業補償保険金あり) ご加入の場合
→ 加入保険種類 = ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)(業種区分:MJ=全業種) 年間保険料 = 31,100円 × 5.5 = 171,050円

(ご注意)この保険料は、全加入者の売上高合計が22億円以上の場合の多数割引10%を適用しています。この基準を満たさない場合には、保険料の割引率が変動し、保険料が引上げとなりますので、ご了承ください。

ご加入時における注意事項(告知義務と告知事項)

ご加入者または記名被保険者の方には、ご加入の際、告知事項(加入申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。ご加入の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

■通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

〈通知事項〉■加入申込書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(※)

■法定外補償規定などの変更(傷害ユニットがセットされている場合にかぎりです。)

(※)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

(2)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(3)また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(4)保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

業種区分について

業種区分

下記の業種から、貴社の業種区分をご確認ください。
(下記に該当しない事業の方は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。)

業種区分	事業種類 (建設業法に定める業種)	ご加入いただける保険
MK (物損害+賠償責任)	建築一式工事	 ご加入いただける保険 MK (物損害+賠償責任)
	大工工事	
	屋根工事	
	鉄筋工事	
	左官工事	
	板金工事	
	ガラス工事	
	内装仕上工事	
	熱絶縁工事	
	建具工事	
	清掃施設工事	
	室内防音工事	
	タイル・れんが・ブロック工事 (道路工事以外)	
賠償1 (賠償責任のみ)	大工工事	 ご加入いただける保険 賠償1 (賠償責任のみ)
	屋根工事	
	鉄筋工事	
	左官工事	
	板金工事	
	ガラス工事	
	内装仕上工事	
	熱絶縁工事	
	建具工事	
	清掃施設工事	
	室内防音工事	
	タイル・れんが・ブロック工事 (道路工事以外)	
	タイル・れんが・ブロック工事 (道路工事)	
賠償2 (賠償責任のみ)	防水工事	 ご加入いただける保険 賠償2 (賠償責任のみ)
	塗装工事	
	とび・土工・コンクリート工事	
	鉄鋼造物工事	
	土木一式工事	
	石工事	
	電気工事	
	電気通信工事	
	機械器具設置工事	
	舗装工事	
	しゅんせつ工事	
	造園工事	
	さく井工事	
賠償3 (賠償責任のみ)	道路標識設置工事	 ご加入いただける保険 賠償3 (賠償責任のみ)
	冷凍・冷蔵装置設置修理	
	管工事	
	消防施設工事	
	水道施設工事	
MJ (損害)	解体工事	 ご加入いただける保険 MJ (損害)
	全業種の方がご加入いただけます。	

契約概要のご説明

ビジネスマスター・プラス (工事業プラン) 《賠償ユニット》

お支払いする保険金の内容																										
① 損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)		日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																								
		<table><tr><th colspan="2">損害の種類</th><th>お支払い限度額</th></tr><tr><td colspan="2">身体の障害^(注1)</td><td rowspan="3">保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度</td></tr><tr><td colspan="2">人格権侵害・宣伝障害</td></tr><tr><td rowspan="6">財物の損壊</td><td>損害の損傷等およびその結果発生する使用不能^(注1)</td></tr><tr><td>損傷等の発生していない財物の使用不能^(注1)</td><td rowspan="2">1事故1,000万円限度</td></tr><tr><td>製造物自体・作業の結果自体の損壊</td></tr><tr><td rowspan="2">受託物</td><td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td><td>1事故500万円限度</td></tr><tr><td>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度</td></tr><tr><td rowspan="2">受託不動産</td><td>損傷等</td><td>1事故5,000万円または時価額のいずれか低い限度額</td></tr><tr><td>損傷等の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度</td></tr></table>		損害の種類		お支払い限度額	身体の障害 ^(注1)		保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度	人格権侵害・宣伝障害		財物の損壊	損害の損傷等およびその結果発生する使用不能 ^(注1)	損傷等の発生していない財物の使用不能 ^(注1)	1事故1,000万円限度	製造物自体・作業の結果自体の損壊	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故500万円限度	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	1事故100万円限度	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い限度額	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度
		損害の種類		お支払い限度額																						
		身体の障害 ^(注1)		保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度																						
		人格権侵害・宣伝障害																								
		財物の損壊	損害の損傷等およびその結果発生する使用不能 ^(注1)																							
			損傷等の発生していない財物の使用不能 ^(注1)	1事故1,000万円限度																						
製造物自体・作業の結果自体の損壊																										
受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取		1事故500万円限度																							
	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能		1事故100万円限度																							
受託不動産	損傷等		1事故5,000万円または時価額のいずれか低い限度額																							
	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度																								
(注1) 被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、製造物・完成作業危険については、被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額を限度とします。																										
<table><tr><th>用語</th><th>説明</th></tr><tr><td>損傷等</td><td>滅失、損傷または汚損をいいます。</td></tr><tr><td>身体の障害</td><td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。</td></tr><tr><td>財物の損壊</td><td>●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。</td></tr><tr><td>施設・業務遂行危険</td><td>施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。</td></tr><tr><td>製造物・完成作業危険</td><td>製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。</td></tr><tr><td>受託物危険</td><td>受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。</td></tr><tr><td>人格権侵害</td><td>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</td></tr><tr><td>宣伝障害</td><td>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</td></tr></table>		用語	説明	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	財物の損壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。	受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用							
用語	説明																									
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。																									
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。																									
財物の損壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。																									
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。																									
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。																									
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。																									
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																									
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文章、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用																									
②損害防止費用 ^(注2)		事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																								
③権利保全費用 ^(注2)		被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																								
④争訟費用 ^(注2)		損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など。																								
⑤協力費用 ^(注2)		損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用。																								
⑥初期対応費用 ^{(注2)(注3)}		事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用。(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用など)																								
⑦争訟対応費用 ^{(注2)(注3)}		損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書、鑑定書作成費用など。																								
⑧見舞費用 ^(注2)		対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																								

(注2) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注3) ⑥⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉**身体の障害・財物の損壊に共通の事由**●ご契約者、被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意●地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故●環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出を除きます。)
●約定または合意によって加重された損害賠償責任●記名被保険者の業務上の事故による被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する賠償責任●記名被保険者の所有物の財物の損壊●日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊●弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
●アスベスト(石綿)に起因する事故●貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。) など

契約概要のご説明

ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)《賠償ユニット》

保険金をお支払いできない主な場合

施設・業務遂行に関する固有の事由●航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込または積卸し作業に起因する事故、被保険者が所有または賃借する施設内での車両、工事現場内にある建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
●施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
●塵埃(じんあい)または騒音に起因する損害
●基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
●記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
●石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
●記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など

製造物・完成作業危険に関する固有の事由●故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売した製品および法令に違反して行った作業の結果●記名被保険者の製造物自体に発生した財物の損壊(次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。)
①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
●身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する賠償責任
●回収措置を講じるための費用に対して負担する賠償責任 など

受託物に関する固有の事由●ご契約者、被保険者、被保険者の代理が行い、または加担した受託物の盗取または詐取●受託物の瑕疵(かし)、自然の消耗、かび、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊●屋根、扉、戸、窓、通風筒から入る雨、雪などによる財物の損壊●貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊●委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊●加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災・爆発による場合を除きます。)
●法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者または酒気帯び運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊●リース・レンタル用品以外の賃借物に発生した財物の損壊●支給材等に発生した財物の損壊 など

〈人格権侵害・宣伝障害に関する事由〉●被保険者の犯罪行為●採用・雇用または解雇に関する行為●広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為●契約違反●宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合●商品、製品またはサービスの価格表示誤り●日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害 など

ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)《物損害ユニット》

お支払いする保険金の内容

日本国内における次の(1)から(3)までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- (1)対象工事の工事現場
- (2)工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事前仮設建物または資材置場もしくは倉庫
- (3)(1)や(2)の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積み込みを開始した日から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

〈補償対象物〉●対象工事における工事の目的物^(注1)●対象工事における工事の目的物^(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物●工事前材料●仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事前仮設物●工事前仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事前仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)

(注1)新たに建築、設置、取付け、交換などを行う[物]そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しまたは販売目的で施工する工事前物件をいいます。したがって、設置作業に伴い、既存建物の一部(壁・床・天井など)にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡し完了または販売した工事前物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容		自己負担額 適用有無
損害保険金 (①から④までを合算した額) ^(注2)	①補償対象物の復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。	なし
	②補償対象物以外の物の復旧費用	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。	
	③特別費用	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
	④損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。	
⑤残存物取片づけ費用保険金		損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	なし

(注2) 1回の事故について、物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、保険金額または1億円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

【ご注意】右記の物は補償の対象となりません。 ●航空機 ●船舶 ●自動車 ●原動機付自転車 ●設計図書 ●証書 ●通貨 ●有価証券 など

ビジネスマスター・プラス(工事業プラン)《物損害ユニット》

保険金をお支払いできない主な場合

●ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反●養生の不備による風、雨、雪、ひょうまたは砂塵(さじん)の吹きこみ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動●国または公共機関による公権力の行使●地震もしくは噴火またはこれらによる津波●放射線照射または放射能汚染●損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難●残材調査の際に発見された紛失または不足●補償対象物の性質、瑕疵(かし)、自然の消耗、劣化●プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害●鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜不能●リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害●温度変化もしくは湿度変化による膨脹、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度の不足の損害●荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故●陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害●補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用●ゆう水(土砂水を含みます。)
の止水または排水費用●除雪費用または仮修理費●工事内容の変更または改良による増加費用●補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手持ち期間の手持ち費用●掘削工事に伴う余堀り、肌落ち●土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用●しゅんせつ部分に生じた埋没または隆起●捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害●調整池、排水溝、暗渠(あんきょ)などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用●鋼矢板、杭、H型鋼などの継目から土砂、水、または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用●基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用●コンクリート部分のひび割れ●土捨て場、土取場での土砂崩壊による損害●切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは侵食●芝、樹木など植物に発生した損害●工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害●舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ●シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用②シールド機械または推進管の推進不能の損害③推進中の推進管の刃口について生じた損害●河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事前材料または工事前仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害●港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用●ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用①ケーソンの沈没位置の矯正に要する費用②ケーソンのひずみの矯正に要する費用③ケーソンの沈没不能の損害④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害●トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工など

ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)

お支払いする保険金の内容

補償対象者^(注1)が貴社の業務中^(注2)に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の(1)または(2)を支払うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1) 貴社が災害補償規定などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金

(2) 葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する臨時に支払う費用

(注1) 補償対象者は貴社の役員・個人事業主、従業員(臨時雇を含みます。)、貴社の下請負人およびその構成員となります。

(注2) 役員、個人事業主ご本人は業務中、業務外を問わず24時間補償となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金 ^(注3)	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害補償保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の100%～4%を限度にお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなどにより入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなどにより、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき、入院中に受けられた手術の場合は入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術の場合は入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなどにより医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなす場合があります。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象となりません。 ○薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなど ^(注4) による損害を補償する特約です。 (保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注3) すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(注4) 偶然な事故によるケガまたは業務上の症状(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たす場合)にかぎりです。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。)をいいます。

契約概要のご説明

ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)

用 語	説 明
業務中	業務に従事している間をいい、通勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、貴社から請け負った業務に従事している間にかぎります。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
補償金	名称を問わず、災害補償規定などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

前ページの保険金の種類①から⑥まで共通の事由●ご契約者または被保険者の故意●補償対象者の故意または重大な過失●補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど●補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど●戦争、核燃料物質によるケガなど●アスベストス(石綿)またはアスベストス(石綿)を含む製品の発ガン性その他有害な特性●補償対象者が山岳登はん(ピッケルなど登山道具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど●補償対象者に対する刑の執行●補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど●補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど

前ページの保険金の種類①から⑤までに適用される固有の事由●補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの●補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失●補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置など

ご契約にあたっての注意

ご契約時には、貴社の災害補償規定などの最新内容を確認するため、災害補償規定などの写しをご提出ください。

貴社において災害補償規定などを 制定済の場合には・・・	災害補償規定などの内容に合わせて契約内容(補償の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。 なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規定などを 新規導入の場合には・・・	①制定される災害補償規定などの内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害補償保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②貴社においては、災害補償規定などの内容を社内通達などにより役職員に周知し、かつ、事業所に掲示または備え付けて、いつでも閲覧できる状態としてください。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。
なお、重複保険契約(労働災害補償保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われる保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規定などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規定などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

使用者賠償責任補償特約	日本国内で貴社の従業員(下請負人を含みます。)が、業務 ^(注1) に従事中の偶然な事故によりケガなど ^(注2) を被ったことについて、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。 (1事故につき、特約の保険金額限度)ただし、損害賠償金については次のア、からウ、までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ア、政府労災により給付される金額 イ、自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ、災害補償規定などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 ※政府労災による給付が決定した場合にかぎります。
休業補償保険金特約	業務中にケガなど ^(注2) により、事故発生日からからその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間 ^(注3) に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度にお支払いします。 ※政府労災による給付が決定した場合にかぎります。

(注1) 補償対象者が下請負人の従業員の場合は、貴社から請け負った業務とします。

(注2) 偶然な事故によるケガまたは業務上の症状(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たす場合にかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。)をいいます。ただし、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なものの、疲労の蓄積または老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、およびかぜ症候群を除きます。

(注3) ケガなど^(注2)の原因となる事故が発生していた時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると損保ジャパン日本興亜が認定した状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみなしません。

ア、ケガなどの原因となる事故が発生した時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合

イ、教育、訓練または経験により習得した能力に相応する上記ア、と異なる業務または職務に従事した場合

ウ、就業不能になったケガなどが治癒したと補償対象者またはその遺族以外の医師の判断にもとづき損保ジャパン日本興亜が認定した日以降

エ、亡くなられた日以降

賠償責任保険

お支払いする保険金の内容																				
日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、保険期間を通じて賠償責任保険の保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																				
① 損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)	<table><tr><th colspan="2">損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr><tr><td colspan="2">身体の障害^(注1)</td><td rowspan="3">保険期間を通じて賠償責任保険の保険金額限度</td></tr><tr><td colspan="2">人格権侵害・宣伝障害</td></tr><tr><td rowspan="4">財物の損壊</td><td>損害の損傷等およびその結果発生する使用不能^(注1)</td><td rowspan="4">1事故1,000万円限度</td></tr><tr><td>損傷等の発生していない財物の使用不能^(注1)</td></tr><tr><td>製造物自体・作業の結果自体の損壊</td></tr><tr><td rowspan="2">受託物</td><td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td><td rowspan="2">1事故100万円限度</td></tr><tr><td>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能</td></tr></table>		損害の種類		お支払限度額	身体の障害 ^(注1)		保険期間を通じて賠償責任保険の保険金額限度	人格権侵害・宣伝障害		財物の損壊	損害の損傷等およびその結果発生する使用不能 ^(注1)	1事故1,000万円限度	損傷等の発生していない財物の使用不能 ^(注1)	製造物自体・作業の結果自体の損壊	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故100万円限度	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	
	損害の種類		お支払限度額																	
	身体の障害 ^(注1)		保険期間を通じて賠償責任保険の保険金額限度																	
	人格権侵害・宣伝障害																			
	財物の損壊	損害の損傷等およびその結果発生する使用不能 ^(注1)		1事故1,000万円限度																
		損傷等の発生していない財物の使用不能 ^(注1)																		
		製造物自体・作業の結果自体の損壊																		
受託物		損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故100万円限度																	
	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能																			
(注1) 被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、製造物・完成作業危険については、被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額を限度とします。																				
<table><tr><th>用語</th><th>説明</th></tr><tr><td>損傷等</td><td>滅失、損傷または汚損をいいます。</td></tr><tr><td>身体の障害</td><td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。</td></tr><tr><td>財物の損壊</td><td>●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。</td></tr><tr><td>施設・業務遂行危険</td><td>施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。</td></tr><tr><td>製造物・完成作業危険</td><td>製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。</td></tr><tr><td>受託物危険</td><td>受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。</td></tr><tr><td>人格権侵害</td><td>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</td></tr><tr><td>宣伝障害</td><td>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</td></tr></table>			用語	説明	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	財物の損壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。	受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
用語	説明																			
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。																			
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。																			
財物の損壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。																			
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険以外のものをいいます。																			
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。																			
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。																			
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん) ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																			
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗(ひぼう)、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用																			
②損害防止費用																				
事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																				
③緊急措置費用																				
損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。																				
④権利保全行使費用																				
被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																				
⑤争訟費用																				
損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など。																				
⑥協力費用																				
損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用。																				
⑦被害者対応費用																				
対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとした費用をお支払いします。																				
⑧事故対応特別費用																				
上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など)を補償します。																				
⑨第三者医療費用補償追加条項																				
日本国内で発生した次のア、からウ、までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパン日本興亜の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ^(注2) (被保険者1名について50万円、保険期間を通じて1,000万円限度) ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故																				

(注2) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P6の「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

契約概要のご説明

賠償責任保險

保険金をお支払いできない主な場合

〈賠償責任保險普通保險約款〉

①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。

②戦争・外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任

③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象による賠償責任

④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。

⑤記名被保険者および記名被保険者の役員、使用人ならびに記名被保険者の下請負人およびその役員、使用人が、記名被保険者の業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任

⑦被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加算された賠償責任 など

〈賠償責任保險追加条項〉

①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
②石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容、整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。

ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物

など

〈請負業者特約条項〉

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のア、からウ。の事由に起因する賠償責任
ア。土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する地上の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
イ。土地の軟弱化または土砂の流出、流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊
ウ。地下水の増減
- ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しをする場合は、引渡し後をいいます。）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置、または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次のア、からウ。に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア。記名被保険者の役員または使用人
イ。記名被保険者の下請負人
ウ。記名被保険者の下請負人の役員または使用人

〈生産物特約条項〉

①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)*または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)*自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)

②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売、もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。

③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

④不良完成品損害に起因する賠償責任

⑤不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任

⑥生産物が医薬品等である場合は、次のア. からウ. に掲げる損害に起因する賠償責任

ア. 臨床試験薬、妊娠関連の医薬品、トリアゾラムなどに起因する損害

イ. 後天性免疫不全症候群(AIDS)による身体障害、アミノグリコサイド系薬剤によるとる聴力障害、筋肉注射によるとる筋拘縮症、キノホルムによるとるスモンなどに起因する損害

ウ. 体内移植用シリコーンに起因する身体障害

⑦生産物が次のア. からウ. のいずれかに該当する場合である場合は、その生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任

ア. 医薬品等

イ. 農薬取扱法に規定する農薬

ウ. 食品衛生法に規定する食品

など

〈受託物特約条項〉

① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。

② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。

③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任

④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任

⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家庭用器具から排出、漏えい、または汨らん液体、気体、蒸気等（その成分は水にかぎりず、油などを含みます。）に起因する賠償責任

⑥ 屋根、とい、扉、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任

⑦ 被保険者が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

⑧ 次のア.からエ.の受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任

ア. 自動車

イ. 車両（自動車および原動機がもっぱら人力にあるものを除きます。）

ウ. 船舶（船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。）

エ. 航空機

など

〈人格権侵害担保追加条項〉

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任

〈第三者医療費用担保特約条項〉

- ① 保険契約者または記名被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意
- ② 医療費用または総裁費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎりま
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容、整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑥ 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑦ 運動競技に参加している者が被った身体の障害

事故が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかに遅滞なくご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■取扱代理店 ご連絡先は、パンフレットの裏表紙に記載しています。

■事故サポートセンター 0120-727-110 【受付時間】平日:午後5時～翌日午前9時 土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。) ※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

○必ずご相談ください。

賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

○保険金の請求にあたって。

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および 損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	●物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書 ●賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ●傷害ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、労災保険決定支給通知書(写)、労働保険概算・確定保険料申告書(写)	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが 確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、 相手の方からの領収証、承諾書	など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書	など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を 算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※1)損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2)保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

上記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて3日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払します。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご注意

●事業活動総合保険、賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

その他ご注意いただくこと

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただけます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など^(※)により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など^(※)から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。
- (※)労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。
- 保険期間中に発生した事故の内容やご請求の内容などによっては、ご継続加入を見合わせていただくことがございます。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」

ナビダイヤル
〈通話料有料〉**0570-022808**
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

受付時間
平日の午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。